

役員報酬規程

公益社団法人 福岡県診療放射線技師会 役員報酬規程

制 定：平成 25 年 04 月 21 日

第 1 章 総 則

(総 則)

第 1 条 公益社団法人福岡県診療放射線技師会（以下「本会」という。）の定款第 34 条に関し、必要な事項を定める。

第 2 章 役員報酬等

(適用範囲)

第 2 条 本会の理事及び監事は、その在任中、報酬、賞与等の職務上の対価を受けることはできない。また退任時においても、退職金等いかなる名目であっても役員在任中の職務に対する対価は支給されない。

2 役員職務を行うために要した費用については、別に定める旅費規程を準用する。

第 3 章 雑 則

(規程の変更)

第 3 条 この規程の改廃は、総会の決議によるものとする。

附 則

1 本規程は、平成 25 年 4 月 21 日に制定、即日施行する。